

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年七月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一六―〇―六八

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第三の表面、別表第四の表面及び別表第六の表面中「ロオハ」を「ロオハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。